

『尼崎計算教育特区』新旧対照表

新	旧	備考
構造改革特別区域計画	構造改革特別区域計画	
1～3 (略)	1～3 (略)	
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>尼崎市は兵庫県の東南端に位置する県下第4の都市である。近代には日本有数の工業都市として栄え、特に1950年代から60年代にかけて、鉄鋼業をはじめとする重化学工業を中心とした工業生産が急激な伸びを示し、日本の高度経済成長社会の中でも重要な位置を占めることになった。また、北部農村地帯の市街化も進み、それに伴い労働力の増加が見られるようになり、雇用に対する期待や、外国人労働力の増加が顕著であった。しかし、1970年代になり、石油ショックや世界的な不況などから日本経済が大きく停滞すると同時に、本市の人口も1971年の約55万4千人をピークに次第に減少し、現在約46万1千人となっている。</p> <p>近年、工業都市として名を馳せ栄えてきた尼崎市であるが、古代から中世にかけては海陸交通の要所として、また近世は城下町として商業を中心に栄えてきた地域でもある。現在も商業が盛んで、商店数約5,400店、従業員約36,000人を有し、店と客の間で地域情報の交換が行われるなど、人情味あふれる街である。これら商店の多くは古くから地域に根ざしたものが多く、仕入れや店頭販売の計算にはソロバンが使われていた。しかし、商店の後継者がソロバンを習得していないことや、電卓の急速な普及などから、街の中からは日本の伝統文化の一つであるソロバンが消えつつある。</p> <p>(略)</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>尼崎市は兵庫県の東南端に位置する県下第3の都市である。近代には日本有数の工業都市として栄え、特に1950年代から60年代にかけて、鉄鋼業をはじめとする重化学工業を中心とした工業生産が急激な伸びを示し、日本の高度経済成長社会の中でも重要な位置を占めることになった。また、北部農村地帯の市街化も進み、それに伴い労働力の増加が見られるようになり、雇用に対する期待や、外国人労働力の増加が顕著であった。しかし、1970年代になって石油ショックや世界的な不況などから日本経済が大きく停滞すると同時に、本市の人口も1971年の約55万4千人をピークに次第に減少し、現在約46万3千人となっている。</p> <p>近年、工業都市として名を馳せ栄えてきた尼崎市であるが、古代から中世にかけては海陸交通の要所として、また近世は城下町として商業を中心に栄えてきた地域でもある。現在も商業が盛んで、商店数約5800店、従業員約35000人を有し、店と客の間で地域情報の交換が行われるなど、人情味あふれる街である。これら商店の多くは古くから地域に根ざしたものが多く、仕入れや店頭販売の計算にはソロバンが使われていた。しかし、商店の後継者がソロバンを習得していないことや、電卓の急速な普及などから、街の中からは日本の伝統文化の一つであるソロバンが消えつつある。</p> <p>(略)</p>	
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>(略)</p> <p>特に、学力の基礎となる計算力に関しては、学校においては、教科の時間はもちろん、朝の時間に「計算タイム」を設定して取り組むなど、指導形</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>(略)</p> <p>特に、学力の基礎となる計算力に関しては、学校においては、教科の時間はもちろん、朝の時間に「計算タイム」を設定して取り組むなど、指導形</p>	

<p>態や指導方法を工夫し、その向上に取り組んでいる。また、教育委員会においても市独自で指導補助員 <u>22</u> 人を採用し、全小学校に派遣して教員の指導補助に当たらせるなど、学校の取組を支援しているところである。</p> <p>しかし、教科の時間はそれぞれ指導内容が定められていることから、計算について集中した指導を行うには、指導時間が十分確保できないといった問題がある。また、朝の時間や放課後の時間は教育課程に示された教科等の授業時数に含まれたものではなく、学校行事等に活用されることが多いことから、<u>集中・継続した取組を計画的に行うことは難しい</u>。</p> <p>そこで、<u>平成 16 年度から全市的に小学校のカリキュラムの中に「計算科」を位置付け、日本の貴重な文化遺産の一つであり、実用性が極めて高く、永年的に効果のあるソロバンを中心に、年間を通して計画的に指導を行うことによって計算力の定着と向上を図ってきている。</u></p> <p>現在、ソロバンは「算数」の中で取り扱うことになっているが、内容面でも時間数の面でも限られた範囲での指導であり、四則計算のすべてをソロバンで学習することは事実上不可能である。今、学校教育においても、<u>コンピュータや電卓の活用が広がっているが、安易に機器に依存せず、本来、人間が持ち得る能力を活動の基礎とできるような教育の充実が必要である。</u>これらのことから、<u>特区を活用し、小学校の教育課程に「計算科」(ソロバン)の位置付けを行い、児童生徒の計算にかかる学力の向上を図るものである。</u></p> <p>(略)</p>	<p>態や指導方法を工夫し、その向上に取り組んでいる。また、教育委員会においても市独自で指導補助員 <u>15</u> 人を採用し、全小学校に派遣して教員の指導補助に当たらせるなど、学校の取組を支援しているところである。</p> <p>しかし、教科の時間はそれぞれ指導内容が定められていることから、計算について集中した指導を行うには、指導時間が十分確保できないといった問題がある。また、朝の時間や放課後の時間は教育課程に示された教科等の授業時数に含まれたものではなく、学校行事等に活用されることが多いことから、<u>規則的に集中・継続した取組は難しい</u>。</p> <p>そこで、<u>(追記)全市的に小学校のカリキュラムの中に「計算科」を位置付け、日本の貴重な文化遺産の一つであり、実用性が極めて高く、永年的に効果のあるソロバンを中心に、年間を通して計画的に指導を行うことによって計算力の定着と向上を図りたいと考える。</u></p> <p>現在、ソロバンは「算数」の中で取り扱うことになっているが、内容面でも時間数の面でも限られた範囲での指導であり、四則計算のすべてをソロバンで学習することは事実上不可能である。今、学校教育においても、<u>(追記)や電卓の活用が広がっているが、安易に機器に依存せず、本来、人間が持ち得る能力を活動の基礎とできるような教育の充実が必要である。</u>これらのことから、<u>特区を活用し、小学校の教育課程に「計算科」(ソロバン)の位置付けを行い、児童生徒の計算にかかる学力の向上を図るものである。</u></p> <p>(略)</p>	
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 学力向上の経緯</p> <p>尼崎市においては、「人間尊重の精神に徹し、<u>明るい社会をつくり出す心豊かなたくましい人間の育成をめざす</u>」という基本方針のもと、学校と教育委員会が一体となり、良好な学習環境の確保と教育活動の充実に努めてきた。とりわけ、昭和 60 年代以降は児童生徒の学力向上を学校教育の主要な課題として位置付け、学校の創意工夫ある取組を支援する学力向上対策事業をはじめ、施設・設備の充実、指導内容と指導方法の改善、教員の指導力の向上、家庭や地域社会との連携などを視点とした様々な施策を展開してきた。</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 学力向上の経緯</p> <p>尼崎市においては、「人間尊重の精神に徹し、<u>明るい社会をつくり出す心豊かなたくましい人間の育成をめざす</u>」という基本方針のもと、学校と教育委員会が一体となり、良好な学習環境の確保と教育活動の充実に努めてきた。とりわけ、昭和 60 年代以降は児童生徒の学力向上を学校教育の主要な課題として位置付け、学校の創意工夫ある取組を支援する学力向上対策事業をはじめ、施設・設備の充実、指導内容と指導方法の改善、教員の指導力の向上、家庭や地域社会との連携などを視点とした様々な施策を展開してきた。</p> <p><u>(追記)</u></p>	

<p>また、平成16年度から本市独自の「学力・生活実態調査」を実施し、学力と生活の関連や課題を分析し、改善に向けた取組を行っている。 (略)</p> <p>(2) 「児童生徒の学力向上と学校活性化プラン」の導入 尼崎市では、学校と教育委員会が早期に取り組むべき課題をまとめたものとして「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」を策定した。プランは基本的に平成16年度から3年間（一部は4年間）を実施期間とし、その間、毎年度事業の評価を行い、見直しと充実を図ってきており、平成20年度以降も継続して取組んでいく。「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」は次の3つの視点で構成する。</p> <p>視点1 基礎学力の向上と個性の伸長をめざす教育を推進する ① 基礎・基本の定着 ② 体験的な活動の充実</p> <p>視点2 特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進する ① 学校教育の公開 ② 家庭や地域社会との連携 ③ 特色ある学校づくり <u>「計算力向上事業(計算科)」の拡充</u></p> <p>視点3 教員の資質・指導力の向上を図る ① 研修の充実 ② 指導体制の改善 ③ 評価の実施 (略)</p> <p>(3) 「<u>計算科</u>」の拡充 (略) このほか、平成16年度については、本市教育委員会が指定するモデル校1校において実施し、平成17年度は5校、平成18年度は10校、平成19年度に15校に拡大してきている。平成20年度以降については、市内の地域バランスを考慮し、新たに6校程度を加えるほか、各校の</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 「児童生徒の学力向上と学校活性化プラン」の導入 尼崎市では、学校と教育委員会が早期に取り組むべき課題をまとめたものとして「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」を策定した。プランは基本的に平成16年度から3年間（一部は4年間）を実施期間とし、その間、毎年度事業の評価を行う。「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」は次の3つの視点で構成する。</p> <p>視点1 基礎学力の向上と個性の伸長をめざす教育を推進する ① 基礎・基本の定着 <u>「計算科」の創設(特区の実施)</u> ② 体験的な活動の充実 ③ 指導体制の改善</p> <p>視点2 特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進する ① 学校教育の公開 ② 家庭や地域社会との連携 ③ 特色ある学校づくり</p> <p>視点3 教員の資質・指導力の向上を図る ① 研修の充実 ② 授業評価の検討 (略)</p> <p>(3) 「<u>計算科</u>」の創設 (略) このほか、初年度については、本市教育委員会が指定する1校のモデル校において実施する。平成17年度は、市内の地域バランスを考慮し、新たに6校程度を加えるほか、各校の取組状況や成果を踏まえ、対象校を順次拡大していくことを検討する。</p>	<p>追記</p> <p>削除</p> <p>追記</p> <p>追記・文言修正</p>
---	--	--

<p>取組状況や成果を踏まえ、対象校を順次拡大し、最終的には全市立小学校へ導入する予定である。</p>		
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>計算科の創設による短期的な教育効果である技能の習得の程度は、「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」の中で実施する学力調査によって把握しており、「<u>計算科の実施による学力の向上については一定の成果が認められる。</u>また、児童のソロバン学習に対する意識については別途アンケート調査を実施して把握しており、概ね好意的である。</p> <p>一方、教育の効果や成果は長期的・継続的な営みをもって現れるものが多く、将来、本市で学んだ児童がその知識・技能を十分に発揮し、企業や行政、教育の中核として本市のみならず、日本経済と社会の発展のために貢献することが大いに期待される場所であるが、さらに、次のような経済的・社会的効果を期待している。</p> <p>(1) 目標設定として、日常活動において計算がスムーズに行えるよう、小学校終了段階で、児童数の80%以上がソロバン検定<u>6級</u>と同等のレベル以上の技能を習得していることを目指す。</p> <p>(略)</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>計算科の創設による短期的な教育効果である技能の習得の程度は、「児童生徒の学力向上と学校活性化推進プラン」の中で実施する学力調査によって把握するが、<u>計算領域の正答率については少なくとも市内の上位に位置づくことを目標として設定する。</u>また児童のソロバン学習に対する意識については別途アンケート調査を実施して把握する。</p> <p>一方、教育の効果や成果は長期的・継続的な営みをもって現れるものが多く、将来、本市で学んだ児童がその知識・技能を十分に発揮し、企業や行政、教育の中核として本市のみならず、日本経済と社会の発展のために貢献することが大いに期待される場所であるが、さらに、次のような経済的・社会的効果を期待している。</p> <p>(1) 目標設定として、日常活動において計算がスムーズに行えるよう、小学校終了段階で、児童数の80%以上がソロバン検定<u>3級</u>と同等のレベル以上の技能を習得していることを目指す。<u>ただし、学習年数が1～2年の児童においては、児童数の80%以上がソロバン検定5級と同等のレベル以上、3～4年の児童においては児童数の80%以上がソロバン検定4級と同等のレベル以上の技能を習得していることを目指す。</u></p> <p>(略)</p>	<p>抹消</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>	
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) 「<u>計算科実施校連絡会</u>」の設置</p> <p>「計算科」での計算力向上という目標達成のために必要な調査・研究及び指導・助言等を行い、さらにその取組を通して本市の教育の在り方について検討するための<u>連絡会</u>を設置する。</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) 「<u>尼崎市計算教育推進委員会</u>」の設置</p> <p>「計算科」での計算力向上という目標達成のために必要な調査・研究及び指導・助言等を行い、さらにその取組を通して本市の教育の在り方について検討するための<u>委員会</u>を設置する。</p>	

(略)	(略)	
	<p>(3) <u>ソロバンアドバイザーの派遣</u> <u>児童のソロバン学習を充実させるため、地域の諸機関（尼崎商工会議所、尼崎青年会議所、尼崎珠算振興会等）と連携した「ソロバンアドバイザー（地域ボランティア）」の導入を図る。</u></p> <p>(4) <u>小学校版「トライやるウィーク」の実施</u> <u>学習の場を地域に移して、体験学習を行う兵庫県の事業「トライやるウィーク」の小学校版を実施し、地域商業施設等でのソロバン活用を体験する。</u></p>	抹消

新	旧	備考
1 (略)	1 (略)	
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>尼崎市教育委員会が必要と認めた尼崎市立の小学校</u>	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>尼崎市立杭瀬小学校及び尼崎市教育委員会が必要と認めた尼崎市立の小学校</u>	一部抹消
3 (略)	3 (略)	
4 特定事業の内容 (略) (2) 事業が行われる区域 <u>尼崎市立小学校</u> <u>平成 21 年度を目途に市立小学校全校に拡大する。(予定)</u> (3) 事業の実施期間 <u>平成 23 年度に成果を検証し、平成 25 年度以降の事業の実施について決定する。</u> (4) 事業により実現される行為 <u>小学校の教育課程に「計算科」を設け、ソロバンを通じた教育で計算力の向上を図る。</u>	4 特定事業の内容 (略) (2) 事業が行われる区域 <u>尼崎市立杭瀬小学校及び尼崎市立の 6 小学校</u> <u>※なお、6 小学校は平成 17 年度から実施予定。平成 18 年度以降については、平成 17 年度までの実績等を踏まえ、新たに特区認定申請の変更を行い、対象校を拡大していくこととする。</u> (3) 事業の実施期間 <u>平成 20 年度に事業についての評価・見直しを実施</u> (4) 事業により実現される行為 <u>ソロバンを通して計算力を高めるため、小学校に「計算科」を新設する。</u>	
5 当該規制の特例措置の内容 (1) 教育課程の基準によらない部分 ア <u>小学校に「計算科」の時間を設ける。</u> イ <u>第 3・4 学年については、総合的な学習の時間から年間 35 時間。算数科から年間 15 時間の計 50 時間を「計算科」の時間に充てる。</u> <u>なお、各小学校における実施の初年度についてのみ、3 年生に限定</u>	5 当該規制の特例措置の内容 (1) 教育課程の基準によらない部分 ア <u>小学校に「計算科」の時間を新設する。</u> イ <u>第 2 学年については生活科の時間から年間 10 時間、「計算科」の時間に充てる。</u> ウ <u>第 3・4 学年については総合的な学習の時間から年間 35 時間、算数科から年間 15 時間の計 50 時間を「計算科」の時間に充てる。</u>	抹消 追記 抹消

<p>する。</p> <p><u>ウ 平成16年度から平成19年度までに導入した15校については、平成21年度までの2年間の移行期間を設け、平成20年度については、平成16年認定どおりの第2学年から第6学年で実施し、平成21年度には、第3学年から第5学年での実施に変更し、段階的に変更後の実施学年や内容に移行する。</u></p> <p><u>エ 平成20年度以降に実施する学校については初年度のみ、第3学年に限定して実施する。</u></p> <p>(参考) <u>平成16年認定の特例措置の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第2学年については生活科の時間から年間10時間、「計算科」の時間に充てる。</u> ・<u>第3・4学年については総合的な学習の時間から年間35時間、算数科から年間15時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。</u> ・<u>第5・6学年については総合的な学習の時間から年間40時間、算数科から年間10時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。</u> <p><u>【学校教育法施行規則 第24条の2 別表第1】</u> ※別紙1 表1</p> <p><u>【特例措置後 現行(平成16年度認定)】</u> ※別紙1 表2</p> <p><u>【特例措置後 変更】</u> ※別紙1 表3</p> <p><u>【時間割例】</u></p>	<p><u>エ 第5・6学年については総合的な学習の時間から年間40時間、算数科から年間10時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。</u></p> <p><u>【現行】</u> ※別紙2 表1</p> <p><u>【特例措置後】</u> ※別紙2 表2</p> <p><u>【時間割例】</u></p>	<p>抹消</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追加</p>
--	--	---

<p>※別紙1 表4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水曜日 3校時は集中した指導による、計算方法の基礎知識の習得を図る。(学ぶ場) ・火・木・金曜日の昼は継続した指導による、安定した計算力の習得を図る。(試す場) <p>(2) 規制の特例措置の必要性和要件適合性を認めた根拠 ア～イ (略) ウ 「計算科」の時数確保と「生活科」「算数科」「総合的な学習の時間」との関係 「計算科」を設けることにより、「算数科」や特色ある教育活動として展開している「総合的な学習の時間」の授業時数が削減されるが、指導時期や指導方法の工夫により削減後もその教科等の趣旨は達成できるものと考えている。さらに、本市のこれまでの取組の中で、基礎・基本の定着、とりわけ計算力については、算数・数学はもちろん、総合的な学習の時間においても重要であると認識しており、「計算科」において計算力を確実に向上させることで、他の教科にもその効果が波及するものと考えている。</p> <p>(3) 変更以後の計画及び教育課程の内容 平成16年度に、本市教育委員会が指定する1校のモデル校において「計算科」を新設した。他の小学校においては、平成17年度に4校を追加し、平成18年度に6校、平成19年度に5校の小学校に導入し、現在、小学校15校で「計算科」の授業を実施している。 平成20年度の拡大に際し、これまでの取組状況や成果などを踏まえ、市立小学校への拡大を前提として「尼崎計算教育特区」の実施学年や内容を一部変更数する。 なお、平成19年度までに「計算科」の授業を行っている15校については、平成20年度については、当初認定どおりの第2学年から第6学年で実施し、平成21年度には、第3学年から第5学年での実施に変更し、段階的に変更後の実施学年や内容に移行する。また、平成20年度以降に新規に導入する学校のみ、導入初年度については第3学年に</p>	<p>※別紙2 表4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1校時は継続した指導による、安定した計算力の習得を図る。(試す場) ・5校時は集中した指導による、計算方法の基礎知識の習得を図る。(学ぶ場) <p>(2) 規制の特例措置の必要性和要件適合性を認めた根拠 ア～イ (略) ウ 「計算科」の時数確保と「生活科」「算数科」「総合的な学習の時間」との関係 「計算科」の新設のため、「生活科」「算数科」や特色ある教育活動として展開している「総合的な学習の時間」の授業時数が削減されるが、指導時期や指導方法の工夫により削減後もその教科等の趣旨は達成できるものと考えている。さらに、本市のこれまでの取組の中で、基礎・基本の定着、とりわけ計算力については、算数・数学はもちろん、総合的な学習の時間においても重要であると認識しており、「計算科」において計算力を確実に向上させることで、他の教科にもその効果が波及するものと考えている。</p> <p>(3) 計画初年度の教育課程の内容 初年度においては、本市教育委員会が指定する1校のモデル校において「計算科」を新設し実施する。他の小学校においては平成17年度に6校を追加するほか、これまでの取組状況や成果などを踏まえ、順次展開していくことを検討する。 本市には45の小学校があり、規模も6学級から31学級と様々である。また、市南部の工場地帯から北部の住宅地、中央の商業地域と、環境面においても異なる条件下に学校が存在している。ここでは、中規模校の中からモデル校を1校選定し、指定する。また、平成17年度には6校選定し、指定する。</p>	<p>順番変更・追記</p> <p>変更</p>
---	--	--------------------------

<p><u>限定して行うが、平成22年度には、全市的に「計算科」を第3・4学年での実施とする。</u></p> <p>ア「計算科」の実践</p> <p>指導に当たっては、学級担任と市が独自に採用するソロバン指導非常勤職員とのチーム・ティーチングにより、児童がソロバンの技能を磨き高めていくことで、計算力の向上を図る授業を展開する。</p> <p><u>【平成16年度から平成19年度に導入した小学校の移行措置】</u></p> <p><u>平成16年度から平成19年度に導入した小学校15校については、平成20・21年度は、移行期間として位置づけ、段階的な移行をおこなう。</u></p> <p><u>移行の内容は、平成20年度については、当初認定どおりの第2学年から第6学年で実施し、平成21年度には、第3学年から第5学年での実施に変更し、平成22年度には変更後の第3・4学年での実施とする。</u></p> <p><u>(実践の内容)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2学年については生活科の時間から年間10時間、「計算科」の時間に充てる。 ・第3・4学年については総合的な学習の時間から年間35時間、算数科から年間15時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。 ・第5・6学年については総合的な学習の時間から年間40時間、算数科から年間10時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。 <p><u>【平成20年度以降新規に導入する小学校】</u></p> <p><u>(実践の内容)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3・4学年については総合的な学習の時間から年間35時間、算 	<p>ア「計算科」の実践</p> <p><u>第2学年については生活科から年間10時間、第3・4学年については総合的な学習の時間から年間35時間、算数科から年間15時間の計50時間を、第5・6学年については総合的な学習の時間から年間40時間、算数科から年間10時間の計50時間を「計算科」の時間に充て、本市独自で作成した発達段階を踏まえた計算科学習指導計画に基づき指導する。</u></p> <p>指導に当たっては、学級担任と市が独自に採用するソロバン指導非常勤職員及びボランティアであるソロバンアドバイザーとのチーム・ティーチングにより、児童がソロバンの技能を磨き高めていくことで、計算力の向上を図る授業を展開する。</p> <p>イ 第2学年については生活科の時間から年間10時間、「計算科」の時間に充てる。</p> <p>ウ 第3・4学年については総合的な学習の時間から年間35時間、算数科から年間15時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。</p> <p>エ 第5・6学年については総合的な学習の時間から年間40時間、算数科から年間10時間の計50時間を「計算科」の時間に充てる。</p>	<p>順番変更 抹消</p> <p>抹消</p> <p>追加</p> <p>変更 ※移行期間中は、現行の指導計画も並存する</p> <p>追加</p>
---	--	---

<p>数科から年間 15 時間の計 50 時間を「計算科」の時間に充て、本市独自で作成した発達段階を踏まえた計算科学習指導計画に基づき指導する。</p> <p>・なお、新規に導入する小学校については、導入の初年度のみ第 3 学年のみの導入を行う。</p> <p>イ 計算科学習指導計画について</p> <p>「計算科」の指導計画については、これまでの実施校の学習指導計画に基づき第 3・4 学年に整理し、「計算科実施校連絡会」などで検討を進め、発達段階に応じたソロバン指導計画の作成に取り組む。なお、移行期間を設ける小学校 15 校については、計算科学習指導計画においては、平成 20 年度は、平成 16 年度に認定を受けた内容で実施し、平成 21 年度に第 2 学年の内容の一部を変更後の第 3 学年の内容に変更段階的に変更、平成 22 年度には変更後の計画に基づいて指導を行う。この指導計画作成においては、これからの国際社会を生きる児童にソロバンが自分の国の貴重な文化であることを理解させるとともに、作業的・体験的なソロバン活動を通して楽しみながら計算の技能や能力を育てることができるよう配慮するとともに、発達段階に応じて系統的に指導できるようにする。</p> <p>【平成 16 年度から平成 19 年度に導入した小学校の移行措置】</p> <p>第 2 学年では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソロバンの仕組み、数の表し方 ※平成 21 年度は、第 3 学年の指導内容に変更 ・ソロバンを用いた加減の計算の仕方について理解させる。 <p>(略)</p> <p>【平成 20 年度以降新規に導入する小学校】</p> <p>第 3 学年では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソロバンの仕組み、数の表し方 	<p>イ 計算科学習指導計画について</p> <p>本市教育委員会においては「<u>尼崎市計算教育推進委員会</u>」をはじめ、<u>教育総合センターの研究部会や教員の自主的な研究会である算数教育研究会、また地域関係機関等の支援を得ながら、小学校 2 年生から 6 年生までを見通し、それぞれの能力や技能、発達段階に応じたソロバン指導計画の作成に取り組む。</u>この指導計画作成においては、これからの国際社会を生きる児童にソロバンが自分の国の貴重な文化であることを理解させるとともに、作業的・体験的なソロバン活動を通して楽しみながら計算の技能や能力を育てることができるよう配慮するとともに、発達段階に応じて系統的に指導できるようにする。</p> <p>第 2 学年では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソロバンの仕組み、数の表し方 ・ソロバンを用いた加減の計算の仕方について理解させる。 <p>(略)</p>	<p>抹消</p> <p>内容を整理 移行計画の概要を追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ソロバンを用いた加減の計算の仕方 ・読み上げ算 <p>について理解させるとともに、習熟を図る。</p> <p><u>第4学年</u>では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソロバンを用いた<u>加減乗除</u>の計算の仕方 ・暗算 ・読み上げ算 <p>について理解させるとともに、習熟を図る。</p> <p>また、全学年を通して、個々の技能や能力によって個別指導や少人数グループ指導など、きめ細かな指導を行うとともに、ソロバン技能の習熟を図りながら、児童が自ら課題意識を持って取り組むことができる指導計画の作成に努める。</p> <p>ウ 環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任とソロバン指導非常勤職員が協力しながら児童の指導にあたる。 ・可能な限り、<u>余裕教室1室を計算科専用の学習室として整備する。</u> <p>(略)</p> <p>エ 生活科との関連 <u>(移行措置対象の小学校15校、平成20年度のみ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2学年においては、生活科の年間105時間の授業時数のうち10時間を計算科に充てるため、生活上必要な習慣や技能の習得の一つとして、ソロバンの基礎的スキル習得の指導を行う。 <p>オ 算数科との関連</p> <p>(略)</p>	<p>また、全学年を通して、個々の技能や能力によって個別指導や少人数グループ指導など、きめ細かな指導を行うとともに、ソロバン技能の習熟を図りながら、児童が自ら課題意識を持って取り組むことができる指導計画の作成に努める。<u>さらに具体的実践活動として、高学年において地域での商業の実体験等を行うなどして、ソロバン技能の定着と向上を図る。</u></p> <p>ウ 環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>余裕教室1室を計算科専用の学習室として整備する。その学習室で担任とソロバン指導非常勤職員が協力しながら児童の指導にあたる。</u> <p>(略)</p> <p>エ 生活科との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2学年においては、生活科の年間105時間の授業時数のうち10時間を計算科に充てるため、生活上必要な習慣や技能の習得の一つとして、ソロバンの基礎的スキル習得の指導を行う。 <p>オ 算数科との関連</p> <p>(略)</p>	<p>追記</p> <p>削除</p> <p>追記 内容を分割・ 整理</p>
---	--	---

<u>【平成16年度から平成19年度に導入した小学校の移行措置】</u> (略)	(略)	追記
---	-----	----

【学校教育法施行規則 第24条の2 別表第1】

表1

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272	/	114	/	102	68	68	/	90	34	34	/	782
第2学年	280	/	155	/	105	70	70	/	90	35	35	/	840
第3学年	235	70	150	70	/	60	60	/	90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90	/	60	60	/	90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95	/	50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95	/	50	50	55	90	35	35	110	945

【特例措置後 現行(平成16年度認定)】

表2 1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものは除く)に充てるものとする。

3 第24条第2項の場合において、道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数	
	国語	社会	算数	理科	生活	計 算	音楽	図画工作	家庭					体育
第1学年	272	/	114	/	102	/	68	68	/	90	34	34	/	782
第2学年	280	/	155	/	95	10	70	70	/	90	35	35	/	840
第3学年	235	70	135	70	/	50	60	60	/	90	35	35	70	910
第4学年	235	85	135	90	/	50	60	60	/	90	35	35	70	945
第5学年	180	90	140	95	/	50	50	50	60	90	35	35	70	945
第6学年	175	100	140	95	/	50	50	50	55	90	35	35	70	945

【特例措置後 変更】

表 3

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	計算	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102		68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105		70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	135	70		50	60	60		90	35	35	70	910
第4学年	235	85	135	90		50	60	60		90	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95			50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95			50	50	55	90	35	35	110	945

【時間割例】

表 4

	月	火	水	木	金	
1						
2						
3			計算			
4						
昼		計算		計算	計算	13:50~14:00
5						
6						

- ・水曜日3校時は集中した指導による、計算方法の基礎知識の習得を図る。(学ぶ場)
- ・火・木・金曜日の昼は継続した指導による、安定した計算力の習得を図る。(試す場)

【現行】

表1

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

【特例措置後】

表2

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	計算	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102		68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		95	10	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	135	70		50	60	60		90	35	35	70	910
第4学年	235	85	135	90		50	60	60		90	35	35	70	945
第5学年	180	90	140	95		50	50	50	60	90	35	35	70	945
第6学年	175	100	140	95		50	50	50	55	90	35	35	70	945

【時間割例】

表 4

	月	火	水	木	金	
1	計算	計算		計算	計算	8:50~9:00
2						
3						
4						
5			計算			13:40~14:10
6						

- 1校時は継続した指導による、安定した計算力の習得を図る。(試す場)
- 5校時は集中した指導による、計算方法の基礎知識の習得を図る。(学ぶ場)